

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに係る県民 政策コメントの実施について

令和6年度から検討を進めていました、環境アセスメント制度の見直しについて、令和7年10月23日付で、滋賀県環境審議会会長（清水芳久・京都大学名誉教授）から知事あてに答申をいただきました。

この答申を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）等の一部改正に向け、県民政策コメントを行う予定です。

1 経緯

令和6年（2024年）

- ・8月～9月 産業誘致と環境アセスメント制度に関する市町、企業、県民向けアンケート調査
- ・9月26日 環境アセスメント制度の見直しについて諮問
- ・10月5日、11月5日 環境審議会環境企画部会（第1回・第2回）
- ・12月10日 第1次答申（制度見直しの方向性について）
- ・12月16日 常任委員会（第1次答申の内容を報告）

令和7年（2025年）

- ・1月6日 環境審議会に小委員会を設置
- ・1月17日～ 県民政策コメント（制度見直しの対応方針（案））
- ・3月18日 小委員会（第1回）
- ・6月26日 常任委員会（第2次答申（素案）報告）
- ・7月7日、8月20日 小委員会（第2回・第3回）
- ・9月11日 小委員会報告（第2次答申（案））とりまとめ
- ・10月20日 環境審議会環境企画部会（第2次答申（案）を審議）
- ・10月23日 第2次答申

2 今後の予定

- ・令和7年12月16日から令和8年1月16日まで県民政策コメントを実施予定
- ・条例および規則の施行期日は、公布の日（令和8年3月）を予定

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱に対する 意見・情報の募集について（案）

滋賀県では、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）を制定し、大規模開発事業が行われる際の事業者における自主的な環境配慮を求めていきます。

条例の対象事業のうち、工場・工業団地の造成事業について、手続の合理化を図るため、手続の一部（配慮書・方法書の手續）を省略しても環境の保全についての適正な配慮の観点から支障がないと認められる地域^(※1)において実施されるものについては、配慮書・方法書の手續に係る規定を適用除外とするための規定^(※2)を設けるため、条例の一部を改正しようとするものです。

つきましては、同条例の改正内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報を寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理したうえで公表することとしております。個々の意見・情報は直接回答いたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

（※1）当該地域の詳細は滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号）において定めます【参考資料1】

（※2）ただし、事業者が配慮書または方法書の手續に係る適用を受けることを自ら申し出ることも出来ることとします

1 公表する資料

- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱（案）
- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）
- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要
- ・（参考資料1）滋賀県環境影響評価条例施行規則（新旧対照表）（案）
- ・（参考資料2）滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて【滋賀県環境審議会・第2次答申】

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、環境政策課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナー、各環境事務所、県立大学および県立図書館に資料を備え付けます。

3 募集期間

令和7年（2025年）12月16日（火曜日）～令和8年（2026年）1月16日（金曜日）

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

(1) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力

(2) 郵 送 〒520-8577 (住所の記載は不要)

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理係

(3) ファックス 077-528-3357

(4) 電子メール de0004@pref.shiga.lg.jp

5 その他

(1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。

(2) ご意見は、日本語で提出してください。

(3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業団地の造成事業等であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が一定の地域に含まれるものについて、手続の合理化を図るため、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例第2章の2および第3章第1節の規定は、条例別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から条例第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しないこととします。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでないこととします。（第53条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（案）

旧	新
第1条～第52条 省略 (適用除外)	第1条～第52条 省略 (適用除外)
第53条 省略 (新設)	第53条 省略 <u>2 第2章の2および第3章第1節の規定は、別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。</u>
<u>2</u> 省略 第54条以下 省略	<u>3</u> 省略 第54条以下 省略

滋賀県環境影響評価条例の一部改正について【概要】

- 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、大規模開発事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体から意見を聴き、事業計画に反映させることで、より環境に配慮した事業としていくための手続である。
- 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）では、一定規模以上の道路、ダム、発電所、工場・工業団地等の開発を条例の対象事業とし、環境アセスメント手続の実施を求めている。
- 今般、滋賀県環境審議会からの答申（滋賀県の環境アセスメント制度の見直しについて（第2次答申）・令和7年10月）を踏まえ、条例の一部改正を行う。

1 経緯

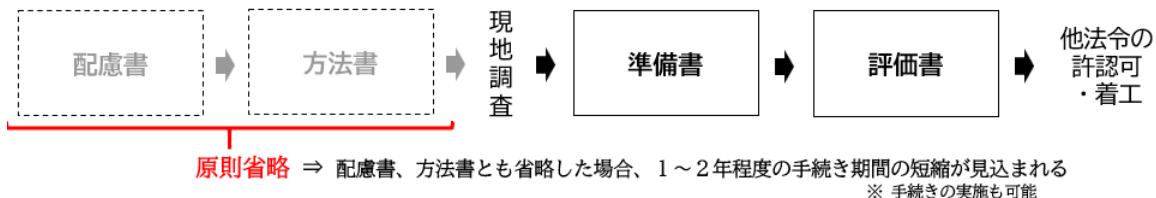
令和6年9月	環境アセスメント制度の見直しについて滋賀県環境審議会に諮問 (環境企画部会に付議)
令和6年10月	第1次答申（制度見直しに向けた基本的な考え方と今後の方向性）
令和7年1月	環境企画部会に小委員会を設置（3月、7月、8月に小委員会を開催）
令和7年10月	第2次答申

2 条例改正の概要

対象事業のうち、工場・工業団地の造成事業について、手続の合理化を図るため、手続の一部（配慮書・方法書の手續）を省略しても環境の保全についての適正な配慮の観点から手続上の支障がないと認められる地域^(※)において実施されるものについては、配慮書・方法書の手續に係る規定を適用除外とする。ただし、事業者が配慮書または方法書の手續に係る適用を受けることを自ら申し出ることも出来ることとする。

※ 当該地域の詳細は、規則で定める。規則では、工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域を当該地域として定める予定。

（1）工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域で計画される工場・工業団地の造成のための手続》



(2) その他の手続



3 今後の予定

令和7年12月～令和8年1月	パブリックコメント
令和8年2月	県議会に議案提出
令和8年3月	改正条例・改正規則の公布・施行

※今回の条例改正とあわせて、滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号）および滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）の一部改正を行う予定である。

滋賀県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（案）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 省略</p> <p>第8章 雜則（第54条・第55条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第55条 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 省略</p> <p>第8章 雜則（第54条—第56条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第55条 省略</p> <p><u>(条例第53条第2項の規則で定める地域)</u></p> <p><u>第56条 条例第53条第2項の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域もしくは同号に掲げる工業専用地域となることが見込まれる地域または同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画において専ら工場もしくは工業団地の用に供することとされており、もしくは供することとされることが見込まれる地域であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。</u></p> <p>(1) 砂防法（明治30年法律第29条）第2条の規定により指定された土地の区域</p> <p>(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）</p> <p>(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域</p>

- (水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項に規定する測定計画において測定の地点が定められている河川法第3条第1項に規定する河川（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。)の境界から200メートル以内の区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域または同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
- (7) 土地利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に掲げる森林地域（以下「森林地域」という。）
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域または同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
- (10) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第11条第1項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第1項に規定する緑地環境保全地域
- (11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域（以下「ヨシ群落保全区域」という。）
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

県条例第4号) 第21条第1項に規定する生息・生育地保護区

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

	(2) 土石および砂利の採取の事業であって、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域</u> （以下「 <u>自然公園区域</u> 」といふ。）が1ヘクタール以上含まれる場合にあっては、10ヘクタール）以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略	(2) 土石および砂利の採取の事業であって、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園区域</u> （以下「 <u>自然公園区域</u> 」といふ。）が1ヘクタール以上含まれる場合にあっては、10ヘクタール）以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略
11 条例別表第11号に掲げる事業	(1) 省略 (2) 施行区域に森林地域（ <u>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域を</u> いう。以下同じ。）が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略	11 条例別表第11号に掲げる事業 (1) 省略 (2) 施行区域に森林地域が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略
12~14 省略		12~14 省略
15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従

<p>等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。) であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地（次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。）の面積が<u>10ヘクタール</u>以上であるもの</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>10ヘクタール</u>以上増加するもの</p>	<p>って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。) であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地（次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。）の面積が<u>20ヘクタール</u>（当該敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、自然公園区域が<u>1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>）以上であるもの</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>20ヘクタール</u>（増設に係る敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、自然公園区域が<u>1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>）以上増加するもの</p>
省略	省略
別表第2～別表第4 省略	別表第2～別表第4 省略
別表第5（第37条関係）	別表第5（第37条関係）
区域等	条例第29条第1項の規則で定める行為
省略	
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する
ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する

に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域	る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議	
省略	省略	る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議

【背景】

- ・近年、県内でも気候変動や生物多様性の喪失といった地球規模の問題が顕在化。本県独自の森、里、川、湖のつながりが織り成す豊かな自然環境を守りつつ、健全なまちの発展につなげるためには、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進めることが必要。
- ・一方、環境アセスメント制度の制定以降、社会経済動向は大きく変化。特に工場、工業団地造成に係る環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、必要以上の手続期間を要したりすると、環境と経済社会活動のバランスが崩れ、将来的に環境保全に携わる人が減少し、人と自然環境とのつながりが更に衰退するなど、環境悪化を引き起こす可能性が懸念される。

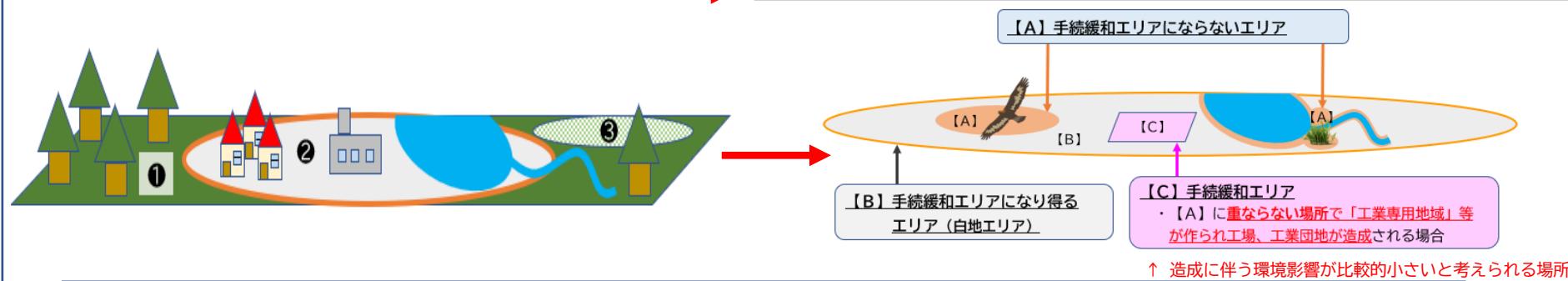
《見直しのポイント》琵琶湖を中心とした豊かな自然環境を守りつつ、人口減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を地域に企業を呼び込み、事業活動と協働で解決しようとする『攻めの環境保全』の観点からの制度改正

【見直しの概要】

(1) 工場、工業団地造成に係る手続の見直し = 造成に伴う環境影響の比較的少ないと考えられる場所への立地誘導

- ・事業予定地の土地の現況に応じて、手続に差をつけるため「手続緩和エリア」の絞り込みを実施
- ・手続緩和エリアでは、準備書からの手続とすることで、立地選定と環境影響評価手法の検討の手續を省略

【現行】①森林地域、②その他地域、③自然公園 → 【改正後】②その他地域を絞り込み【C】手続緩和の対象エリアを区分



(2) 工場の面積要件の見直し = 他の面的開発事業と整合

- ・造成に伴う環境影響が同程度である、工場と他の面的開発事業（住宅団地や工業団地等）の面積規模要件を統一

【現行】①②③とも 10ha以上

【改正後】①15ha以上、②20ha以上、③10ha以上

(3) 技術指針の改定（全事業が対象）= 滋賀らしい自然環境を守る

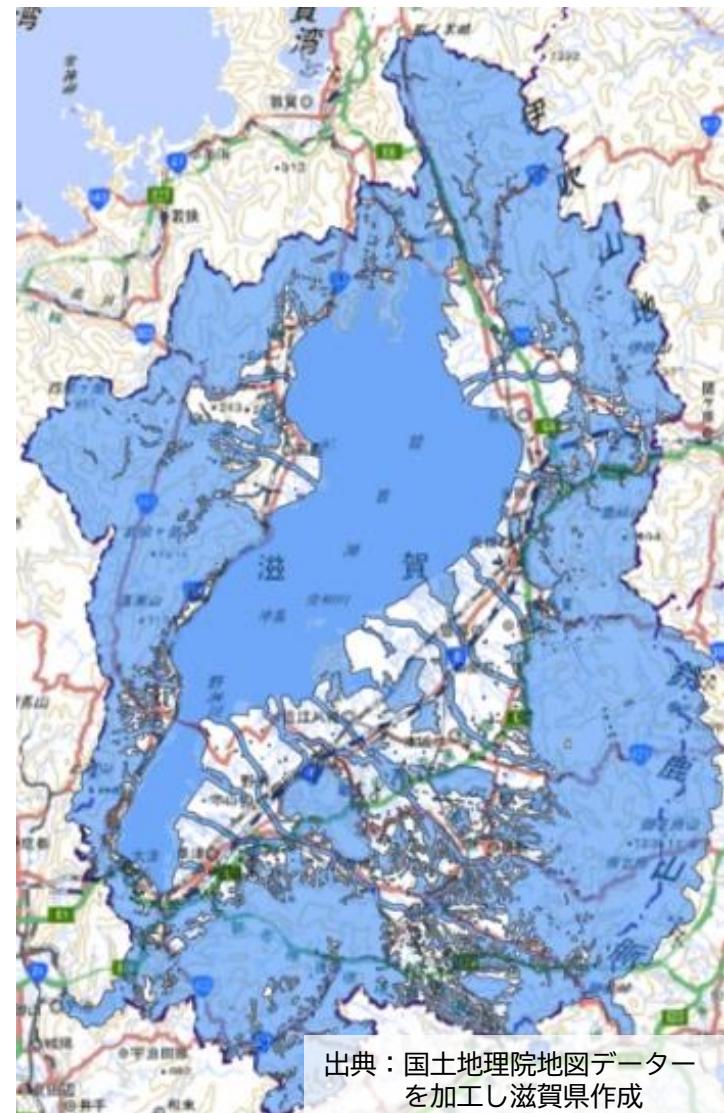
- ・情報収集が必要な事業予定地周辺の地域特性に、世界農業遺産、ネイチャーポジティブ、N b S（自然を活用した解決策）等の観点を追加
- ・調査、予測、評価の項目のうち「温室効果ガス排出量」を「CO₂ネットゼロ（省エネ、創エネ、吸収源対策等）」に改正

【②その他地域におけるエリアの絞り込みの詳細】

【A】手続緩和エリアにならないエリア

区域名	根拠法令
1 砂防指定地	砂防法
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法
3 河川区域の端から200mの範囲 (27河川に限る)	河川法・水質汚濁防止法
4 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5 土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7 ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
8 自然環境保全地域、 原生自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法・ 滋賀県自然環境保全条例
9 希少野生動植物種の生息・ 生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

上記の1～9の区域に森林地域（国土利用計画法）と自然公園（自然公園法・滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた区域（イメージ図）



出典：国土地理院地図データー
を加工し滋賀県作成

【B】手続緩和エリアになり得るエリア（上図の青網掛け以外の白地エリア）での

※工業専用地域または地区計画が定められる
ことが見込まれる地域を含む

- ・【A】に重ならない形で設定された都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場の用に供されるものに限る）※ = 【C】手続緩和エリア における工場、工業団地の造成事業 : 準備書→評価書の手続とすることができます
- ・その他の場所、事業に係る手続 : 従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

制度見直し後のイメージ【面積要件】

①【森林地域】

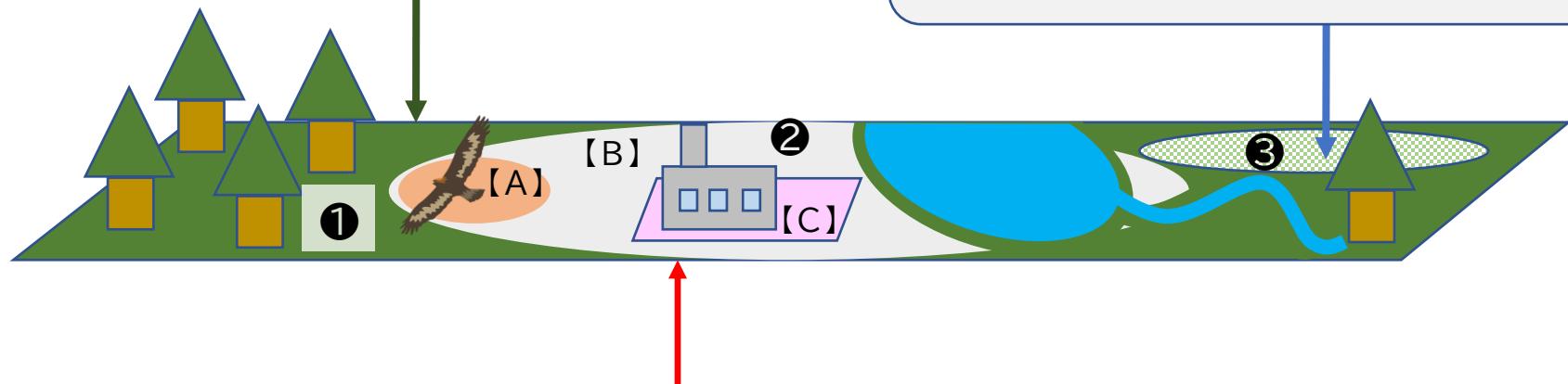
面積要件：
・工場建設：15ha以上 ← 緩和
・他の面的開発：15ha以上
10haから

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：
・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア、【C】手続緩和エリア

面積要件：
・工場建設：20ha以上 ← 緩和
・他の面的開発：20ha以上
10haから

制度見直し後のイメージ【手続】

【面的開発事業とは】

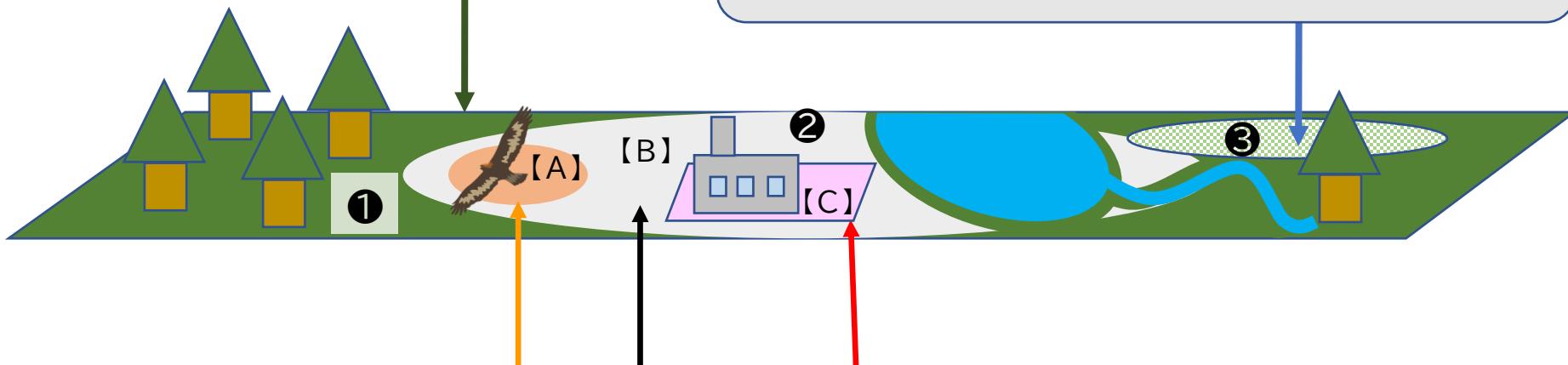
- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業

①【森林地域】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

②【その他地域】

【C】手続緩和エリア

手續：準備書→評価書→工事着工

滋賀県環境審議会 環境企画部会 名簿

(敬称略・五十音順)

委員氏名	主な職
青田 朋恵	(公募委員)
浅利 美鈴	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
石川 聰子	大阪教育大学教育学部教授
伊藤 賢利	近畿地方環境事務所長
岡 明子	(公募委員)
小川 長利	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長
上村 照代	滋賀県地域女性団体連合会会长
岸本 直之	龍谷大学先端理工学部教授
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター事務局長
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科教授
清水 万由子	龍谷大学政策学部教授
清水 芳久	京都大学名誉教授
田中 勝也	滋賀大学経済学部・環境総合研究センター教授
寺本 純二	甲良町長
中野 伸一	京都大学生態学研究センター教授・研究連携基盤長
信谷 和重	近畿経済産業局長
樋口 能士	立命館大学理工学部環境都市工学科教授
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学副学長
松浦 加代子	湖南市長

滋賀県環境審議会環境企画部会
「環境アセスメント制度見直し小委員会」委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	主な職	備考
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター事務局長	
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科教授	
田中 勝也	滋賀大学経済学部・環境総合研究センター教授	
中野 伸一	京都大学生態学研究センター長・教授	
樋口 能士	立命館大学理工学部環境都市工学科教授	
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学副学長	
小山 和俊	パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社 総務部長	専門委員
吉田 貢治	公益社団法人滋賀県環境保全協会専務理事	専門委員